

青森県報

第二千八百三十八号

平成十九年
九月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

| | | |
|--------------------------|-----------|---|
| クリーニング師試験の施行 | 保健衛生課 | 一 |
| 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正 | (水産振興課) | 一 |
| 公有水面埋立ての免許 | (漁港整備課) | 二 |
| 土地収用法による事業の認定 | (監理課) | 三 |
| 公 告 | | |
| 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 | (県民生活文化課) | 四 |
| 県営土地改良事業計画の決定 | (農村整備課) | 五 |
| 出先機関 | | |
| 土地改良区の役員の退任 | (東青地域局) | 五 |
| 土地改良区の役員就任及び退任 | (中地域局) | 五 |
| 土地改良事業の工事の完了 | (西地域局) | 六 |
| 土地改良区の役員退任 | (北地域局) | 六 |
| 土地改良区の役員就任及び退任 | (上北地域局) | 六 |
| 土地改良区の役員就任及び退任 | (同) | 六 |
| 土地改良区の役員就任及び退任 | (同) | 七 |
| 公安委員会 | | |
| 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 | (会計課) | 七 |

右 同……………(同) ……七

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……八

告 示

青森県告示第六百八十号

平成十九年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示する。

平成十九年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十九年十一月十七日(土)

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

二 受験願書受付期間

平成十九年十月一日(月) から同月十五日(月) まで。ただし、郵送による場合は同月十五日(月) までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第六百八十一号

昭和三十九年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設

定)の一部を次のように改正する。

平成十九年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表深浦区域の項を次のように改める。

| | |
|---------------------|---|
| 深浦区域 深浦漁業協同組合の地区 | 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて主としていかつり漁業 |
| | 2 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業 |
| | 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 |
| | 4 小型定置漁業 |
| | 5 たい・ぶり定置漁業及び内水面以外の水面において網漁具を水深二十七メートル以上の水中に定置して主としてぶりをとる漁業 |
| | 6 主として底建網漁業 |

青森県告示第六百八十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十九年九月十九日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十九年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町長 野坂充

二 埋立区域

1 位置

上北郡横浜町字家ノ前川目三六三から二九の二に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び

の地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四一度〇六分五二秒九七九一

東経 一四一度一五分一三秒〇一八七

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒二四八八

東経 一四一度一五分一〇秒四九〇二

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒九四一三

東経 一四一度一五分一〇秒六一八九

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒六六七一

東経 一四一度一五分一三秒一八九九

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒五五七九

東経 一四一度一五分一三秒一六九六

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒五六二五

東経 一四一度一五分一三秒一二七二

3 面積

一、二八八・三三三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡横浜町字家ノ前川目三六三及び同字家ノ前川目三六三から二九の二に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、イの地点から二の地点までを順次に直線で結んだ線及びイの地点と二の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 北緯 四一度〇六分五二秒二二八三

東経 一四一度一五分一三秒七八七六

ロの地点 北緯 四一度〇六分五二秒六八五五

東経 一四一度一五分〇九秒五〇〇五

ハの地点 北緯 四一度〇六分五四秒六七五八

東経 一四一度一五分〇九秒八七一五
 二の地点 北緯 四一度〇六分五四秒二二八六
 東経 一四一度一五分一四秒一五八七

3 面積
 六、二六二・〇〇平方メートル

四 埋立地の用途
 漁港施設用地

青森県告示第六百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

三沢市

二 事業の種類

三沢市立三沢病院建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県三沢市大字三沢字堀口地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、上十三地域医療圏内における中核的な病院として、施設の拡張と診療機能の充実を図るものであり、法第三条第二十四号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」に関する事業に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、上十三地域保健医療圏内における、一般医療及び特殊・専門医療を担う地域総合病院として、地域医療の確保・充実を図るとともに、近隣町村も考慮した広域的な視点から平成十六年一月に本件事業の建設計画を策定しており、かつ、既に財源措置を講じており、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

三沢市立三沢病院は、三沢市を含む二市五町一村で構成される上十三地域保健医療圏では中核的な病院として、一次医療から二次医療を担うとともに、一部の高度専門医療を提供している。

しかし、上十三地域保健医療圏における医療サービスの提供は、全国や全県と比較して必ずしも充分とは言えない状況で、住民は他の医療圏での治療を余儀なくされている例もある。

一方、人口の高齢化に伴う疾病の多様化や成人病の増加による慢性期患者の増大、さらには、生活水準の向上や情報化の進展による地域住民の健康に対する関心の高まりとともに、医療需要も多様化し、これらに対応した医療供給体制の構築と医療内容の充実が急務となっている。

しかしながら、三沢市立三沢病院は、これまで数次にわたる病床数の増床、診療科の増設、施設の増改築等を行っているが、狭あいの状況のため適正な医療の提供に対応しきれない状況にあるとともに、老朽化による雨漏りや上下水道管の漏水が頻繁に起こり、その補修に多大な費用を計上している状況にある。また、一般用駐車場は慢性的に不足しており、そのため待ち時間の増加、予約診療への影響、路上駐車による周辺交通の渋滞等を引き起こし、外来患者のみならず来院者、近隣住民にも不便を強いている状況にある。

本事業は、このような状況を改善するために施設の整備拡充と診療機能の充実を含めた移転新築を行うものであり、本件事業の完成により地域医療の確保と医療水準の向上が図られ地域医療への貢献がなされ、さらには、現在施設が所在する三沢市市街地中心部の交通渋滞を緩和する等、公共の利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益として、工事施工中の騒音、振動及び供用後の施設利用者の車両による交通への影響が想定される。起業者は、工事施工に当たっては低騒音型及び排出ガス対策型の重機を使用し、騒音規制法及び振動規制法などの関係法令を遵守して工事を行うものとし、供用後には駐車場利

用者に対してアイドリングストップ等についての理解と協力を求める対策を講じることとしている。

以上のことから、本件事業は、周辺地域に対する騒音・振動・交通渋滞の影響を最小限に止めるよう配慮されており、影響は軽微であると認められる。

また、周辺の自然環境への影響については、本件事業は環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例に定められた対象事業に該当せず、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による、文化財及び保護のため特別の措置を講ずるべき動植物の存在も確認されていない。

以上のことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、三沢市立三沢病院が上十三地域保健医療圏内では中核的な病院として、公益上果たしている役割はきわめて大きいとしているが、同時に現施設は施設の狭あい及び老朽化が進み、多様化する医療需要に充分に対応できないのみならず医療技術の進歩に対応した適正な医療の提供も困難になっているとしている。本件事業はこれらの事態を打開するため、施設の整備拡張と診療機能の充実を図るものであり、起業地を選定するに当たっては、

ア 事業に必要な面積が確保できること。

イ 患者の病院利用が容易な場所であり、他の医療機関と連携が容易であるなど交通条件で優れていること。

ウ 建物建設が容易な平坦地であり、敷地造成等が容易な場所であること。

エ 日照、通風が良く、騒音（特に航空機騒音）が少ないなど、病院としての環境に優れていること。

を条件とし、三沢市大字三沢字堀口地内山形開墾地区（以下「第一候補地」という。）・三沢市大字三沢字堀口地内松ヶ平地区（以下「第二候補地」という。）・三沢市中央町四丁目地内（以下「第三候補地」という。）の三案の候補地を検討している。

この三案の検討において、本件申請案である第一候補地は、航空機の第一種騒音区域外に位置することから、患者にとって良好な療養環境を確保することができ、また現況が平坦な畑であるので敷地造成は容易である。

第二候補地は、航空機の第一種騒音区域外に位置するが、現況が水田であり、かつ、周辺道路との高低差があることから、敷地造成には盛土が必要であり軟弱

地盤対策も必要となっているため第一候補地と比べて環境面及び経済面で劣っている。

第三候補地は、航空機の第一種騒音区域内に位置し、市街地のため家屋・店舗が密集しており用地確保が容易ではなく、また傾斜地であるため建物建設に不利であるので、第一候補地と比べ環境面及び経済面で劣っている。

よって、本件申請案である第一候補地は、三案中、機能的・環境的・経済的に最も優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益を比較考慮した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

上十三地域保健医療圏で中核的な病院として地域住民の大きな信頼を得ている三沢市立三沢病院は、現施設の狭あい及び老朽化が進み、多様化する医療需要に充分に対応できないのみならず医療技術の進歩に対応した適正な医療の提供も困難になっていることから、本件事業の施行により得られる利益はできるだけ早期に発揮される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、収用の手段を講じること合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

三沢市立三沢病院 地域医療センター 一階 病院建設課

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十九年九月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みんなの架け橋

三 代表者の氏名
山田 勝正

四 主たる事務所の所在地
青森市新田二丁目二九の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する高齢者の方々に対して、訪問介護等を実施する事により、誰もが地域で安全で、安心した生活を営み、ライフステージの全ての段階において人権が尊重され、生きがいを持った活動ができる社会を目指すことにより、福祉の向上に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、沢辺大堰地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めるので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成十九年十月一日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所
深浦町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森南部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十八日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の 年月日 |
|-------------------|--------|----------------|----------------|
| 監事 | 山田 芳一 | 青森市大字荒川字柴田一七の一 | 平成 一九・六・三退任 |

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十八日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就任及び 退任 の 年 月 日 |
|-------------------|--------|---------------|--------------------------------|
| 理事 | 三浦 静一 | 弘前市大字中畑字和泉一〇六 | 平成 一九・四・三就任 |
| " | 佐々木康栄 | 大字中野字下豊田二八の二 | " |
| " | 三上源一郎 | 大字番館字長田二四の一 | " |
| " | 三上 千俊 | 字山辺一七の一 | " |
| " | 三上千代志 | 大字中畑字旭岡四五の二 | " |

| | | | |
|----|-------|--------------------|----------|
| 理事 | 三浦 静一 | 弘前市大字中畑字和泉一〇六 | 一九・四・二退任 |
| 理事 | 佐々木康栄 | 大字中野字下豊田二八の一 | " |
| 理事 | 三上源一郎 | 大字番館字長田二四の一 | " |
| 理事 | 三浦 敏雄 | 大字中畑字旭岡八三 | " |
| 理事 | 三上 光一 | 大字番館字長田二八の一 | " |
| 理事 | 三上 誠 | 大字中畑字旭岡六〇 | " |
| 理事 | 西沢 義和 | 中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六 | " |
| 理事 | 西沢 義和 | 中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六 | " |
| 理事 | 西沢 義和 | 中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六 | " |
| 理事 | 西沢 義和 | 中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六 | " |
| 理事 | 西沢 義和 | 中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六 | " |
| 理事 | 西沢 義和 | 中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六 | " |

土地改良事業の工事の完了

小田川ダム2期地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十九年九月二十八日

西北地域県民局長 神 豊 勝

一 県営土地改良事業の名称

基幹水利施設補修事業

二 工事を完了年月日

平成十五年三月十九日

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十八日

| | |
|----------|----------------|
| 役員退任の年月日 | 平成一九・五・九 |
| 住所 | 上北郡東北町旭北一丁目六五七 |
| 氏名 | 和田 義一 |
| 役員退任の氏名 | 和田 義一 |

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、滝沢平土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十八日

上北地域県民局長 北 村 収

| | |
|----------|-----------------|
| 役員退任の年月日 | 平成一九・六・一四退任 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平一六六の二 |
| 氏名 | 佐伯 義明 |
| 役員退任の氏名 | 佐伯 義明 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平一六六の二 |
| 氏名 | 吹越 行一 |
| 役員退任の氏名 | 吹越 行一 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平二〇七の九 |
| 氏名 | 岡山 時夫 |
| 役員退任の氏名 | 岡山 時夫 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平二〇七の九 |
| 氏名 | 松山 孝誠 |
| 役員退任の氏名 | 松山 孝誠 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平二〇七の九 |
| 氏名 | 山端 伸憲 |
| 役員退任の氏名 | 山端 伸憲 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平二〇七の九 |
| 氏名 | 野田 哲雄 |
| 役員退任の氏名 | 野田 哲雄 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平二〇七の九 |
| 氏名 | 佐伯 義明 |
| 役員退任の氏名 | 佐伯 義明 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平二〇七の九 |
| 氏名 | 吹越 行一 |
| 役員退任の氏名 | 吹越 行一 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平二〇七の九 |
| 氏名 | 岡山 時夫 |
| 役員退任の氏名 | 岡山 時夫 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平二〇七の九 |
| 氏名 | 甲地 吉春 |
| 役員退任の氏名 | 甲地 吉春 |
| 住所 | 上北郡東北町字滝沢平二〇七の九 |
| 氏名 | 野田 哲雄 |
| 役員退任の氏名 | 野田 哲雄 |

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十八日

上北地域県民局長 北 村 収

| | | | |
|-------------------|--------|--------------|-------------|
| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就任の 年月日 |
| 監 事 | 松村 一義 | 上北郡おいらせ町秋堂五七 | 平成十九年九月二十八日 |

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月二十八日

青森県警察本部長 坂 明

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算機等（緊急配備管理装置インターフェイスシステム）の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日

平成十九年八月十日

五 契約の相手方の名称及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋二丁目一五の二一

六 契約金額

二百十九万三百円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十九年六月二十九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月二十八日

青森県警察本部長 坂 明

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算機七百八台及びソフトウェア等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年八月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
リコーリース株式会社
東京都中央区銀座七丁目一六の三

六 契約金額

七百七万三千二百二十円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十九年七月十八日

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十九年九月二十八日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

| 氏名 | 職 | 業 |
|-------|--|---|
| 石田 恒久 | 青森県労働委員会委員 弁護士 | |
| 大澤 一實 | 青森県労働委員会委員 弁護士 | |
| 赤城 国臣 | 青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授 | |
| 今 喜典 | 青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授 | |
| 前田 みき | 青森県労働委員会委員 | |
| 上野パティ | 青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟イオングループ労働組合連合会オールサNDER ユニオン中央執行副委員長 | |

| | |
|-------|----------------------------------|
| 山内 裕幸 | 青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長 |
| 宮古 武 | 青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長 |
| 竹山 美虎 | 青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長 |
| 葛西藤八郎 | 青森県労働委員会委員 弘前航空電子労働組合執行委員長 |
| 村田 剛一 | 青森県労働委員会委員 株式会社とつ監査役 |
| 北村真夕美 | 青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長 |
| 前田 清敏 | 青森県労働委員会委員 前田電子株式会社代表取締役会長 |
| 小山内良一 | 青森県労働委員会委員 あおぎんリース株式会社代表取締役社長 |
| 齊藤 敏郎 | 青森県労働委員会委員 株式会社青森県経営者協会専務理事 |
| 工藤 義次 | 青森県労働委員会事務局局長 |
| 下山 格 | 青森県労働委員会事務局次長 |
| 箱崎 吉行 | 青森県労働委員会事務局審査調整課長 |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭